

北海道高等学校奨学会

奨学金規程

公益財団法人 北海道高等学校奨学会

公益財団法人北海道高等学校奨学会奨学金規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人北海道高等学校奨学会（以下「奨学会」という。）定款第4条第1項の奨学金の貸付の事業は、この規程によって行う。

(奨学金及び奨学生)

第2条 奨学会は、高等学校、特別支援学校の高等部の本科若しくは別に定める専攻科、中等教育学校後期課程又は別に定める専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する生徒に対し学資を貸与する。

2 奨学会が貸与する学資を奨学金、奨学金を受けた者を奨学生という。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生となる者は日本国内の高等学校等に在学し、心身ともに健全で学業に精励し修学の見込みがあり、経済的理由により修学困難な者であつて、次の条件のうちいずれかを備えていなければならない。

(1) 保護者が北海道内に住所を有する者

(2) 前号の条件に該当しない者のうち、奨学生本人が次のいずれにも該当するもの

イ 北海道内に住所を有する者

ロ 北海道内の高等学校等に在学する者

ハ 他の都府県から奨学金の貸付等を受けていない者

(奨学金の月額等)

第4条 奨学金の月額は次のとおりとし、奨学生はそのいずれかを選択するものとする。ただし、国公立高等学校等に在学する者の月額の上限は、別に定める者を除き、25,000円とする。

10,000円、15,000円、20,000円、25,000円、30,000円又は35,000円

2 奨学金は無利子とする。

3 奨学金の貸付期間は奨学生として採用されたときからその者の在学する学校の課程の最短修業年限の終期までとする。ただし、原則として4年を限度とする。

(出願手続)

第5条 奨学生志願者は、在学する学校の校長（以下「校長」という。）の推薦を受け、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 奨学生推薦調書
- (3) 収入に関する証明書
- (4) その他必要な書類

2 奨学生志願者は、その者の親権者又は後見人1名を連帯保証人に定めなければならない。

3 校長は、本事業の奨学生としてふさわしい者について審査のうえ、推薦する。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生の採用は、原則として奨学生選考委員会の選考を経て理事会において決定する。なお、あらかじめ理事会が採用決定方法を別に定める場合はこの限りでない。

2 緊急を要する採用などについては会長が決定し、理事会に報告しなければならない。

3 奨学生の採用を決定したときは、校長を経て本人に通知する。

4 前項の通知を受けた奨学生は、連帯保証人2名と連署した誓約書と、奨学生及び連帯保証人2名の住民票、連帯保証人2名の印鑑登録証明書並びに次条の確認のため本会が必要とする書類を校長を経て本会へ提出しなければならない。

(連帯保証人)

第7条 連帯保証人のうち1名は奨学生の親権者又は後見人、他の1名は奨学生の父母以外の者で次の各号の全てに該当する者であることを原則とする。ただし、他の1名については、全ての条件を満たした場合であっても、その者が本会の奨学金の貸付を受け、返還が滞っている場合を除く。

- (1) 北海道内に居住する者
- (2) 独立して生計を営む者
- (3) 成人であって返還能力を有する者
- (4) 本会と連絡可能な者
- (5) 本会の他の奨学生の保証人になっていない者

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は原則として校長を経て3ヶ月分合わせて交付する。ただし、採用時には必要月数分を交付する。なお、本会の指定した者については直接奨学生等の預金口座への振込により交付することができる。

(生活状況の報告)

第9条 奨学生は、毎年4月末日までに校長を経て生活状況報告書を本会へ提出しなければならない。

(異動届出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、連帯保証人と連署のうえ、原則として校長を経て直ちに本会へ届出なければならない。

- (1) 退学、休学、復学、又は転校したとき。
- (2) 停学、退学、その他の処分を受けたとき。
- (3) 奨学生又は連帯保証人の住所、氏名、電話番号、勤務先、その他重要な事項に変更があったとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。
- (5) 連帯保証人が死亡又は破産したとき。

2 奨学生が、奨学金返還完了前に死亡したときは、連帯保証人は戸籍抄本を添えて直ちに届出なければならない。

(奨学金の交付の休止)

第11条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

(奨学金の交付の停止及び取りやめ)

第12条 奨学生の学業又は性行などの状況により必要があると認められたときは、校長の意見を聞く等して奨学金の交付を停止する。

2 奨学生の学業又は性行などが奨学生として適当でないと認められたときは、校長の意見を聞く等してその後の奨学金の交付を取りやめる。

(奨学金の復活)

第13条 第11条及び第前条第1項の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者がその事由がなくなった後、奨学金復活願を提出したときは、校長の意見を聞いて奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の貸付の終了)

第14条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の貸付を終了する。

- (1) 高等学校等を卒業したとき。
- (2) 貸付期間が通算4年間となったとき。
- (3) 高等学校等を退学したとき。

- (4) 奨学金を辞退したとき。
- (5) 奨学金の交付が取りやめとなったとき。
- (6) 本人が死亡したとき。

(借用証書の提出)

第 15 条 奨学生は、卒業前に連帯保証人 2 名と連署のうえ校長を経て奨学金借用証書を本会へ提出しなければならない。

- 2 奨学生は、前項のほか、奨学金の貸付が終了したときは、前項に準じて直ちに奨学金借用証書を提出しなければならない。
- 3 奨学生又は奨学生であった者が正当な理由なく貸付期間の終了した月の翌月から起算して 3 月以内に奨学金借用証書を提出しないときは、次条、第 20 条及び 21 条の規定を適用せず、本会の指定した日までに奨学金の一部又は全部を返還させることができる。

(返 還)

第 16 条 奨学生は、貸付期間の終了した月の翌月から起算して 1 年を経過した後 12 年以内に別に定める返還すべき年額を年賦、半年賦のいずれかの方法により奨学金を返還しなければならない。ただし、繰上げ返還することを妨げない。

- 2 奨学生は、郵便局又は本会の指定する銀行からの預金口座振替の方法により返還しなければならない。ただし、返還の延滞者又は本会の指定する者については本会の指定する方法等によるものとする。
- 3 奨学金返還の延滞者に対しては第 1 項の規定にかかわらず本会の指定する日までに返還残額の全部を返還させることができる。

(違約金)

第 17 条 奨学生であった者が奨学金の返還を 6 月以上延滞し、正当な事由がないと認められるときは違約金を徴収することができる。ただし、特別の事情があると認められるときは、願出によりその違約金の全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項に規定する違約金の額は、その延滞額に延滞した期間が 6 月を超えるごとに、6 月について 100 分の 2.5 の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

(返還の強制)

第 18 条 奨学生であった者又はその連帯保証人が奨学金の返還を著しく延滞したときその他特別の必要があると認められたときは、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 7 編及び民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）その他強制執行の手続に関する法令に定める手続を行うものとする。

(奨学金返還完了前の届出)

第 19 条 奨学生は、奨学金返還完了前においては住所、氏名、電話番号及び勤務先について本会へ届出なければならない。また、その変更があった場合は直ちに本会へ届け出なければならない。

2 保証人の住所、氏名、勤務先、電話番号その他重要な事項に変更があったときは直ちに本会へ届出なければならない。

(返還の猶予)

第 20 条 奨学生であった者が次の各号の一に該当するときは、その事由を証することのできる書類により奨学金の返還を猶予することができる。

(1) 高等学校、大学など学校教育法第 1 条、第 1 2 4 条及び第 1 3 4 条の規定にもとづく学校に在学しているとき並びに公共職業訓練を受けているとき。

(2) 災害又は傷病によって返還が困難であると認められるとき。

(3) 生活保護を受けているとき。

(4) その他やむを得ない事由によって返還が著しく困難であると認められたとき。

2 返還猶予は原則として願出によるものとし、その期間は、前項第 1 号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号に該当するときは原則として 1 年以内とし、さらにその事由が継続するときは、その事由を証することのできる書類を添えた願出により重ねて 1 年ずつ延長することができる。ただし、猶予の継続は前項第 3 号を除き原則として 5 年間を限度とする。

(返還の減免)

第 21 条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号の一に該当するときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 死亡又は精神若しくは身体に障がいを受けたことによる労働能力の喪失若しくは労働能力の高度の制限を有することにより奨学金の返還をすることが著しく困難と認められたとき。

(2) その他真にやむをえない事由により返還が著しく困難であると認められたとき。

2 前項の規定により奨学金の返還の免除を受けようとするときは、本人又は連帯保証人は次の各号の書類を添えて願出なければならない。

(1) 死亡によるときは戸籍抄本、心身障がいによるときはその事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書並びに前項第 2 号によるときはその事実を証するもの

(2) 原則として本人及びその親権者で連帯保証人の市区町村長が発行する所得証明書

(提出書類)

第 22 条 奨学生、奨学生であった者又は連帯保証人は書類を本会の定めるところに従って提出しなければならない。提出書類に不正、虚偽又は著しい遅滞があった場合は採用の取消、奨学金の交付の取りやめ、返還猶予若しくは返還減免の取消又は奨学金の全額若しくは一部の即時返還請求等の処置をとることがある。

(学校の協力)

第 23 条 奨学会は奨学生の在学する、又は在学した高等学校等の長に奨学会業務の協力を求めることができる。

(管轄裁判所)

第 24 条 奨学金に関し訴訟が生じたときは、本会の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(実施細目)

第 25 条 この規程の実施について必要な事項は、会長が決定する。

附 則

- 1 この規程の全部変更は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、平成 16 年度以前の奨学生、平成 17 年度に私立高等学校等第 2 学年若しくは第 3 学年の奨学生として採用された者及び平成 18 年度に私立高等学校等第 3 学年の奨学生として採用された者については、本則第 17 条及び第 21 条を除き当該貸付又は返還が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 この附則の一部変更は、北海道教育委員会の承認のあった日（平成 25 年 3 月 25 日）から施行し平成 15 年 5 月 26 日から適用する。

附 則

この規程の一部変更は、北海道教育委員会の承認のあった日（平成 18 年 4 月 7 日）から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程の一部変更は、北海道教育委員会の承認のあった日（平成 20 年 4 月 8 日）から施行し、変更後の第 4 条第 1 項の規程は平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程の一部変更は、北海道教育委員会の承認のあった日（平成24年7月13日）から施行する。

附 則

この規程の一部変更は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部変更は、平成26年3月24日から施行する。